

第7回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月6日(水) 午後2時00分から午後3時15分
2. 開催場所 立花市民ホール
3. 出席農業委員(19名)
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 月足 靖彦 | 2番 | 鵜木 利通 | | |
| 4番 | 牛嶋 徹也 | 5番 | 小川 哲郎 | 6番 | 角 秀次 |
| 7番 | 馬場 康浩 | 8番 | 大坪知美子 | 9番 | 中島 秀徳 |
| 10番 | 仁田原一太 | | | 12番 | 入江 保生 |
| | | 14番 | 今村 嗣範 | 15番 | 増永 勝広 |
| 16番 | 古賀 則夫 | | | 18番 | 中村 善徳 |
| | | 20番 | 中村 輝義 | 21番 | 田村 一彦 |
| 22番 | 三宅 覚 | 23番 | 池尻 律芳 | 24番 | 國武 覚 |
4. 出席最適化推進委員(11名)
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 3番 | 平井 照也 | 6番 | 中島 敏彦 | 13番 | 中嶋 壽敏 |
| 14番 | 松延 清隆 | 20番 | 井上 元己 | 26番 | 堤 政信 |
| 32番 | 野中 敏成 | 36番 | 野中 円三 | 38番 | 原 義博 |
| 40番 | 東 正洋 | 45番 | 森松 利博 | | |
5. 欠席委員 農業委員(5名)
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 3番 | 松尾 健一 | 11番 | 稲葉 初男 | 13番 | 高山 和典 |
| 17番 | 江崎 潔 | 19番 | 茅島 澄雄 | | |
6. 欠席委員 最適化推進委員(4名)
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 10番 | 下川 栄一 | 19番 | 松崎 保元 | 24番 | 田形 隆徳 |
| 30番 | 田中 勝之 | | | | |
7. 議事日程
- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議
- 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第35号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定

の処理について

報告第12号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

議案第36号 農地法第5条の規定による許可処分の計画変更について

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請の処理について

議案第38号 「令和4年度最適化活動の目標の設定等」および「農地等の利用の最適化に関する指針」の制定について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
黒木支所 渡部 真弓 井上 雄治 立花支所 中嶋 隆裕
上陽支所 松尾 誠 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信 矢部支所 城豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 みなさまこんにちは。昨日台風4号が予報では当地域を直撃するとの予報でしたので総会日程を1日順延させて頂きました。各皆様には日程調整等大変ご迷惑をお掛けいたしました。それでは改めて令和4年第7回農業委員会総会を開催いたします。皆様には大変お忙しい中ご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

議長 (議長着席)

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員19名、

農地利用最適化推進委員11名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議長 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、12番入江保生委員、14番今村嗣範委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。 事務局より案件の朗読をお願いします。
事務局	(案件朗読)
議 長	事務局朗読のとおり、報告2件・議案5件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。
議 長	報告第11号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について通知の説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については6件です。総合計については、2ページをご確認ください。 解約のあった土地12筆のうち田2筆、畑10筆、合計面積21,704㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものであります。 質疑にとどめ審議を終わります。 3ページをお願いします。
議 長	議案第34号農地法3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明をお願いします。
事務局	1番について説明いたします。申請地は黒木町桑原字狭り924番、登記・現況ともに田、面積448㎡外3筆、合計面積1,166㎡です。この土地を、譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番について説明いたします。申請地は黒木町北木屋字ダル水19 81番19、登記・現況ともに畑、面積2,895㎡です この土地を譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売 買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番について説明いたします。申請地は黒木町本分字南犬山423 5番6、登記・現況ともに畑、面積40㎡です。 この土地を譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売 買の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明をお願いします。
事務局	4番について説明いたします。申請地は八女市星野村字西川原1057番、登記・現況ともに畑、面積207㎡です。譲渡人の農業廃止と譲受人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明をお願いします。
事務局	5番について説明いたします。申請地は八女市星野村字栗木野西12167番1、登記・現況ともに畑、面積267㎡、外9筆、合計面積6,121㎡です。譲渡人の農業廃止と、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明をお願いします。
事務局	6番についてご説明いたします。申請地は八女市星野村字大藪4714番11、登記・現況ともに畑、面積3,138㎡、外2筆、合計面積5,646㎡です。現在、譲渡人5名及び譲受人1名の6名共有で、それぞれ持ち分6分の1を所有されていますが、管理の実態に合わせるため、譲渡人外4名の持ち分6分の5を、残りの6分の1を所

議 長	有されている譲受人へ所有権移転売買されるものです。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。
農業委員 21番	6番についてですが、6名それぞれ持ち分を、6分の1を所有されている譲受人に移転売買されるということですが、それぞれの所有面積、売買に関して詳細の説明をお願いします。
事務局	現在、6名でそれぞれ管理をされている茶畑の面積が実態に合わせて売買、分配をされるということではばらつきがございます。地番ごとに所有するという話し合いをされたとのことで、面積の誤差はありますが総面積を合計したものです。面積や売買価格に関してはすべて均等に分けるように算出されています。所有者の中ではご理解いただいています。
議 長	他に異議ありませんか。 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明をお願いします。
事務局	7番についてご説明いたします。申請地は八女市星野村字大藪4714番地12、登記・現況ともに畑、面積1,948㎡、外2筆、合計面積3,599㎡です。申請番号6番と同様に、管理の実態に合わせるため、譲渡人外4名の持ち分を、譲受人へ所有権移転売買されるものです。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて8番の説明をお願いします。

事務局	<p>8番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は八女市星野村字大藪4714番13、登記・現況ともに畑、面積1,916㎡、外1筆、合計面積3,418㎡です。</p> <p>申請番号6番と同様に管理の実態に合わせるため、譲渡人外4名の持ち分を、譲受人へ所有権移転売買されるものです。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号9番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。申請地は八女市星野村字大藪4714番14、登記・現況ともに畑、面積1,761㎡、外4筆、合計面積5,527㎡です。</p> <p>申請番号6番と同様に管理の実態に合わせるため、譲渡人外4名の持ち分を、譲受人へ所有権移転売買されるものです。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議はありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号10番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番についてご説明いたします。申請地は星野村字大藪4714番15、登記・現況ともに畑、面積1,838㎡、外2筆、合計面積</p>

議 長	<p>4, 233㎡。</p> <p>申請番号6と同様に管理の実態に合わせるため、譲渡人外4名の持ち分を、譲受人へ所有権移転売買されるものです。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11番についてご説明いたします。申請地は八女市星野村字大藪4714番地25、登記・現況ともに畑、面積140㎡、外3筆、合計面積5,995㎡です。</p> <p>申請番号6と同様に、管理の実態に合わせるため、譲渡人外4名の持ち分を、譲受人へ所有権移転売買されるものです。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12番についてご説明いたします。申請地は八女市立花町北山字西植松1298番、登記・現況ともに畑、面積638㎡、譲渡人の経営縮小と、譲受人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p>

議 長	ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番の説明をお願いします。
事務局	13番についてご説明いたします。申請地は八女市立花町北山字下男子2387番、登記・現況ともに田、面積655㎡、譲渡人の経営縮小と、譲受人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番の説明をお願いします。
事務局	14番についてご説明いたします。申請地は八女市立花町白木字内田6422番15、登記・現況ともに畑、面積3,714㎡、譲渡人の経営縮小と、譲受人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番の説明をお願いします。

事務局	<p>15番についてご説明いたします。申請地は八女市黒木町土窪字上西野3065番93、登記地目は山林、現況地目は畑、面積1,596㎡、外19筆、合計面積28,207㎡、譲渡人の子への贈与と、譲受人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 8ページをお願いします。</p>
事務局	<p>議案第35号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について説明をお願いします。</p> <p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。</p> <p>今回は、所有権移転の案件が1件ございます。</p> <p>番号1番、申請地、八女市忠見字祈譲120番、登記・現況ともに田、面積1,317㎡ 外4筆 合計面積6,039㎡。こちらを、八女市井延の譲渡人より八女市黒土の譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>譲受人は、今まで解除条件付きで農地を借りて農業をされてきましたが、この度農地所有適格法人として農地の権利を取得され、現在栽培されている菊・ナスを今後もされる予定です。</p> <p>農地の権利を取得することのできる法人のことを、農地所有適格法人といい、農地法に定義されております。要件としましては4点あります。1点目は、法人形態要件で、農事組合法人・株式会社・合名会社・合資会社・合同会社のいずれかであることとあります。この法人は、株式会社であるため要件を満たしています。2点目は事業要件で、法人の主たる事業が農業とその農業に関することとあります。事業内容は、会社の定款と事業計画書にて確認をいたしましたところ、農産物の生産となっており、事業収入もすべてが農業収益でありますので、事業要件を満たしています。3点目は議決権要件で、法人の総議決権</p>

事務局	<p>の過半は、農地の提供者や法人の農業の常時従事者等である必要があるとされています。この法人は、議決権の100%を法人の常時従事者が占めておりますので、議決権要件を満たしています。4点目は、役員要件で、法人の理事の過半がその法人の農業に年間150日以上従事し、かつ1人以上が農作業に60日以上従事するとありますが、この法人は代表取締役が農業に常時従事し、かつ農作業に60日以上従事することによって、その要件も満たしますので、以上の4つの要件をすべて満たしていることをご報告いたします。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を終結します。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続きまして、報告第12号農地法施行規則第29条の規定による報告について番号1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は八女市立花町白木西原地区内にあります下西原橋から北に150mほどの白木川沿いの土地です。申請人は八女市立花町北山の〇〇さんで、申請地は八女市立花町北山字国見2468番2、登記・現況ともに田で、面積343㎡のうち70.13㎡を農業用車両のための駐車場用地として利用されるものです。自作地であり、隣接農地の同意もあります。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものであります。質疑にとどめ、審議を終わります。 10ページをお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第36号農地法第5条の規定による許可処分の計画変更については、12ページの農地法第5条の規定による許可申請書の処理の番号6番と関連いたしますので一括して審議いたします。 それでは説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>ご説明いたします。申請地の場所ですが、西中学校から県道唐尾広川線を南に300mほど進んだ農地になります。</p> <p>変更前、申請地は八女市前古賀字八反田96番6、登記現況とも田、面積は10㎡外1筆、合計面積1,640㎡です。</p> <p>変更後、申請地は八女市古賀字八反田96番3、登記現況とも田、面積は343㎡外3筆、合計面積4,381㎡です。</p> <p>当初計画では、株式会社〇〇さんが八女市前古賀の〇〇さん外1名から譲り受けられて、特定建築条件付売買予定地5戸として計画されていましたが、第2期工事計画として特定建築条件付売買予定地11戸の申請に伴い、特定建築条件付売買予定地16戸として変更するものです。</p> <p>続きまして、総会議案書12ページの6番をご覧ください。</p> <p>農地の区分は、宅地化の状況あらみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。</p> <p>八女市前古賀字八反田96番3、登記現況とも田、面積は343㎡です。外1筆、合計面積2,741㎡です。</p> <p>この土地を株式会社〇〇さんが久留米市篠原町の〇〇さん外1名から譲り受けられて、特定建築条件付売買予定地11区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>6月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は西側側溝及び東側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議の方よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。11ページをお願いいたします。</p>

議 長	議案第37号農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市本村にあります学校法人八女学院グラウンドより50mほど北へ進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は八女市本村字大間743番3、登記現況ともに田、面積333㎡です。</p> <p>この土地を八女市吉田の〇〇さん、〇〇さんが八女市本村の〇〇さんから使用貸借されまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>7月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され。雨水は南東にある既存排水管に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市本村にあります学校法人八女学院グラウンドより北へ250mほど進んだ農地になります。</p>
事務局	<p>農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は八女市本村字廻田754番1、登記現況ともに田、面積802㎡、外1筆です。合計面積1,268㎡です。</p> <p>この土地を広川町大字長延の〇〇さんが広川町大字新代119番地</p>

事務局	<p>の〇〇さん外2名から譲り受けられまして、宅地分譲用地4区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>6月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市馬場にありますドラッグストアモリ八女本町店よりバルビゾン通りを東へ150mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は八女市馬場字篠原452番1、登記、現況とも田、面積は920㎡、非農地含めて合計面積954.22㎡です。</p> <p>この土地を共同住宅用地1棟10戸として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾もとれています。</p> <p>6月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市馬場にありますドラッグストアモリ八女本町店よりバルビゾン通りを東へ150mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は八女市馬場字篠原467番1、現況とも田、面積は988㎡です。非農地を含めて1,031.78㎡です。</p> <p>この土地を久留米市原古賀町の〇〇さんが、八女市本町の〇〇さんから譲り受けられまして、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>6月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は北側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市国武にあります北国武集会所から南へ300メートルほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域</p>

事務局	<p>内ある農地であって、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は八女市国武字松本570番1、登記現況ともに畑、面積112㎡、非農地含めて合計面積335.56㎡です。</p> <p>この土地を福岡市東区社領の株式会社〇〇さんが、筑紫野市紫の〇〇さんから譲り受けられまして、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>6月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は南側側溝に排水される計画です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。次の番号6番は既に審議済みです。</p> <p>続いて番号7番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。申請地は、八女市鶉池にあります岡山小学校より南へ200mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は八女市鶉池字北名218番1、登記現況とも畑、面積は444㎡です。非農地含めて479㎡です。</p> <p>この土地を株式会社〇〇さんが八女市鶉池の〇〇さんから譲り受けられまして、建売分譲用地3戸として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>6月24日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は東側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。続いて13ページをお願いします。</p> <p>議案第38号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」および「農地等の利用の最適化に関する指針」の制定についてお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>別添資料「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」をお願いいたします。まず、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。</p> <p>農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規程により農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、その活動の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。</p> <p>今般、農林水産省経営局長より「農業委員会による最適化活動の推進等について」が発出され、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、具体的な状況について点検・評価を行ったうえで公表するよう定められましたので、今回、令和4年度の最適化活動の目標を設定するものです。</p>
事務局	<p>内容について主要な部分のみご説明いたします。</p> <p>1 ページは、令和4年4月1日時点の農業委員会の状況についてです。</p> <p>2 農家・農地等の概要は、注釈にも記載がありますとおり直近2020年に実施された農林業センサスや令和3年耕地及び作付け面積統計等のデータを基に記入しております。なお、注釈の「直近」の記載箇所については、公表する際は、より分かりやすいように2020年農林業センサスや農業委員会調べ(令和4年4月1日時点)等詳細な記</p>

載に修正のうえ公表するようにいたします。

2 ページをお願いします。

1 最適化活動の成果目標についてです。

(1) 農地の集積について、現状は管内の農地面積 6,450 ha に対して、これまでの集積面積が 2,789 ha、集積率は 43.2% となっております。農地の集積の目標は、福岡県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針にて、令和 10 年度までに集積率 80% と示されており、その数値に合わせて設定しております。なお、こちらの目標年度ですが、現在 10 年度となっておりますが、元号が抜けておりましたので令和 10 年度と修正する予定です。続いて、今年度の新規集積目標については、過去 5 年間の新規集積面積の平均である 76 ha を目標に設定しております。

(2) 遊休農地の解消について、現状については記載のとおりです。目標については、緑区分の遊休農地の解消目標として注釈記載のとおり令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の面積の 5 分の 1 の面積を目標に設定しております。黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針については、記載のとおり市・農地バンク等連携のもと、基盤整備の実施方法等について検討してまいります。

3 ページをお願いいたします。

(3) 新規参入の促進について、現状については記載のとおりです。目標については、過去 3 年度分の権利移動面積の平均の 1 割 18.5 ha を設定しております。

2 最適化活動の活動目標についてです。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は月 8 日で設定しております。(2) 活動強化月間の設定目標は年 4 回、(3) 新規参入相談会への参加目標は 1 回で設定しております。

以上が令和 4 年度最適化活動の目標の設定等についてです。

続きまして 4 ページをお願いいたします。

「農地等の利用の最適化に関する指針」(案)についてご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項により、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされております。八女市農業委員会においても、農地等の利用の最適化の推進のため、指針を定めるものです。

1 遊休農地の発生防止・解消については、解消面積として、令和 3 年

	<p>度農地パトロールにおける緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積3.4haといたしました。</p> <p>2担い手への農地利用集積・集約化については、単年度で目標達成可能な面積として、過去5年間の新規集積面積の平均である76haを農地利用集積の目標に設定いたしました。</p> <p>5ページ、3新規参入の促進目標については、第5次八女市総合計画において、令和7年度における新規就農者数の目標数値を年25件としていることから、本指針においても各年度の目標数値を25件といたしました。</p> <p>最後に4その他としまして、本指針は農地等の利用の最適化の推進状況により、必要に応じて見直しを行うものいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p>
農業委員 21番	<p>4ページ、5ページのところですが、新規参入者に関しましては委員との連携が非常に重要ではないかと思っています。</p> <p>新規参入の促進目標に令和7年度における新規就農者数の目標数値による、ということで私は良いと思っています。全体的に言いますと普及センター、JA、金融機関、色々な所との連携をしながらやっていかないと市だけでは成り立たないと思いますので、そのあたりをもう少し付け加えたほうが良いのではないかと思います。</p>
事務局	<p>ご意見のとおり加筆修正いたします。</p>
農業委員 21番	<p>次にご提案をいただいている役員の方に質問です。</p> <p>先程説明がありました。農業委員会の具体的な計画等の推進についてですが、これ（農林水産省経営局長通知）に基づいて今後の内容の状況など、数値を公開しなければ提案ができないと思います。それについてどう思われますか。</p>
事務局	<p>事務局の率直な感想として申し上げますと、大変実現が難しいことを目標設定にしなければならずとなっております。我々八女市農業委員会においても集積目標は国の目標であります8割、県の目標も8割、それに</p>

事務局	<p>合わせて農業委員会の集積目標も8割に設定しなさいとされておりますが、実際8割というのは達成が不可能な集積目標ではないかと思ったのが正直なところでございます。その8割というのは最終的な目標であって、そこに近付くには、農業委員さん、推進委員さんの活動の中で担い手に今ある農地を活かせるうちに集積できるように、1人1人達成可能な目標を持って活動していかなければと考えております。2ページにもございます、本年度の新規集積目標76haとありますが、過去5年間の平均で達成可能な目標はこれくらいだろうと、ということで設定しております。国・県の目標8割、それを令和10年度までにあと7年間で目標達成するには、年間300haぐらい集積しなければいけないこととなります。全くもって不可能であるとは認識しておりますがこのように目標立てしなさいと通知に記載されていることからこのようにしているところです。以上でございます。</p>
農業委員 21番	<p>先程言ったようにこの資料（農林水産省経営局長通知）には最適化の推進について非常に重要なことが書かれています。農業委員と推進委員の在り方が資料に載っているわけですが、資料を読まれてどういう風を感じておられますか。</p>
会長	<p>最適化活動の目標設定、農地等の利用の最適化に関する指針を挙げました。毎年このような目標設定等は具体的に活動内容の報告評価をしなければなりません。農業委員会の役割、活動、最適化推進委員の現場活動の役割、全員が集まることができないのであれば最適化推進委員を主体とした委員協議会など、農業委員も必ず出席して良いというような取り組みをしていかなければなりません。このような目標設定や指針を挙げて現場活動する方たちにまず理解を深めて、学習能力を高めていく必要があるということを局長、市長にも申し上げております。コロナの時期でもあり、この2年間農業委員会の活動がなかなかできておらず、そちらの方もまず行っていき、きちんと学習理解を深めて行きながら、農家の方にこのような形を踏まえたうえで内容説明ができるような体制づくりをしていく必要があろうかと思っております。今回、このような計画、色々な目標と案が国の方で作成しなさいと出ました。私も農業委員会で発言しましたが、農業委員さん、最適化推進委員さんは頼まれてそれぞれの役割になられたかと思っております。コロナの時期で勉強する機会も少なかったと思っております。先程から言ったよ</p>

会 長	<p>うに今から進めていかないとなかなか実現に向かわないと思っております、会長としての率直な意見です。今後、ともに学習を深めて参りたいと思います。ぜひ皆さんが積極的な姿勢をお示しいただきたいと思っておりますし、事務局の内容を踏まえたうえで、農業委員さん、最適化推進委員さんに対しては協力を仰ぐようお願いをしたいと思いますので、その時はどうぞご理解いただき参加いただきますようお願いいたします。</p>
農業委員 21番	<p>先程言いましたように最適化活動の推進の実態、把握のために資料の配布など検討していただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>ご提案の通り、委員の方々に通知いたします。</p>
議 長	<p>ほかにご異議ありませんか。</p>
農業委員 8番	<p>前にも言ったと思いますが、女性の登用を検討していただきたいと思っております。一年後には減っていると思われるので、八女市では4人のところが農業委員3人が1人になり、推進委員1人というのはそのまま、4人だったのが1人になっております。筑後地区、久留米地区の方で八女市だけが少なくなっております。広川町ではプラス2人ぐらいだったと思っておりますので、そのことについて八女市としても考えてほしいと思っております。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>農業委員8番の発言につきましては、議事とは関係がございませんので審議は致しませんが、ご意見としてうかがっておきます。</p> <p>ほかにはないようでしたら、議案第38号の「令和4年度最適化活動の目標の設定等」および「農地等の利用の最適化に関する指針」の制定についてご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は原案のとおり決定いたしました。以上で議案の審議は全部終了いたしました。これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p>

(閉会宣言 3時15分)

令和4年7月6日

議 長 月足 靖彦

12番 入江 保生

14番 今村 嗣範